

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び徳島市病院局契約規程第1条により準用される徳島市契約規則（平成3年徳島市契約規則第5号）第5条の規定に基づき公告します。

令和7年4月3日

徳島市病院事業管理者 三宅秀則

1 入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

徳島市民病院医療情報システム 一式

(2) 納入期限

令和8年3月31日まで

(3) 納入場所

徳島市民病院

2 入札手続きの種類

落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行う。

3 病院局総合評価一般競争入札審査委員会の設置等

提案の内容を公正に評価するため、病院局職員及び院外委員で構成する病院局総合評価一般競争入札審査委員会を設置する（会議は非公開）。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市物品の購入契約等に係る指名停止措置要綱又は徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者

(3) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者

(4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者

(6) 令和6年12月31日までに、一般病床300床以上の規模で50病院以上の医療機関と、電子カルテシステムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(7) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記（1）から（5）までの要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記（6）の要件を満たしていること。

ウ 構成員の数は2者又は3者とし、共同企業体は自主結成されたものであること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

オ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

5 競争加入資格確認書類等及び契約条項を示す場所

〒770-0812

徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院 事務部 医事経営課（情報担当）

電話 088-622-9332

電子メール keieikikaku@hosp.tokushima.tokushima.jp

6 入札説明書及び競争加入資格確認書類の交付等

(1) 入札説明書、競争加入資格確認書類、入札書、要求仕様書等の交付期間及び方法等

ア 交付期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月23日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

8（1）の担当部局に入札書類交付申込書を提出すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール等）による交付申込は受け付けない。

(2) 競争加入資格確認書類の提出期間

ア 提出期間

令和7年4月3日（木）から令和7年5月2日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所

8（1）の担当部局に持参のこと。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール等）による提出は受け付けない。

ウ 提出部数

1部

(3) 競争加入資格の確認と決定

競争加入資格の確認は、競争加入資格確認書類提出期限日を基準として行うものとし、結果については、令和7年5月9日（金）までに書面で通知する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書等に対する質疑

(1) 担当部局

徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島市民病院 事務部 医事経営課（情報担当）
電話 088-622-9332
電子メール keieikikaku@hosp.tokushima.tokushima.jp

(2) 入札説明書等に対する質疑がある場合は、項目ごとに個別票（様式1-9）に記入したうえで、電子メールに添付して担当部局あてに送信すること。

このとき電子メールのタイトルは「徳島市民病院医療情報システムに係る質問書（事業者）」とし、電子メール発信後、担当部局まで電話連絡し、到着確認をすること。

ア 受付期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月24日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出先

8（1）の担当部局

(3) (2) の質疑に対する回答

ア 回答期限

令和7年5月15日（木）まで。

イ 回答方法

電子メールで送信する（質問者名は公表しない。）。

9 入札書の提出方法等

(1) 入札書及び総合評価のための書類

競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、次に定める方法に従い、入札書（入札価格内訳書を含む。以下同じ。）及び総合評価のための書類を提出するものとする。なお、入札価格には購入物品の本体価格のほか、搬入、据付、調整、撤去等を含むものとする。さらに、共同企業体の場合は、代表構成員を入札者としなければならない。

また、落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書及び総合評価のための書類の提出期限及び場所

提出期限：令和7年5月23日（金）午後4時

場 所：徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院 事務部 医事経営課（情報担当）

(3) 提出方法

持参して提出することとし、郵送及び電送（ファクシミリ、電子メール等）によるものは認めない。代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

入札書及び入札価格内訳書は一つの封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印したうえで、「徳島市民病院医療情報システム一式」、入札書在中の旨、競争加入者名及び「令和7年6月4日開札 徳島市民病院 医療情報システムの入札書在中」と朱書すること。また、総合評価のための書類は入札書とは別の封筒に入れたうえで、「徳島市民病院医療情報システム一式」、総合評価のための書類在中の旨、競争加入者名等を記載すること。

10 入札の無効

(1) 9(3)の方法によらないで提出された入札書及び入札価格内訳書は、これを無効とする。

(2) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

ア 競争に参加する者に必要な資格がない者がした入札

イ 入札件名を表示せず、若しくはその記載が不明瞭であり、又は一定の数字をもって価格を表示していない入札

ウ 同一の入札において同一人がした2以上の入札

エ 同一の入札において他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

オ 同一の入札において入札者及びその使用人が他の入札者の代理をした者の入札

カ 委任状を提出しない代理人がした入札又は代理人の表示のない入札

キ 入札者の記名押印のない入札

ク 入札金額を訂正した入札及び入札年月日を誤り、又は記載のない入札

ケ 再度入札において、前回入札の最低の入札金額（未落札金額）以上でした入札

コ 入札に関し、不正の行為があった者のした入札

サ 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札書及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。なお、競争加入資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争加入資格を満たさなくなった場合は、競争加入資格のない者に該当するものとする。

(4) 入札価格内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている等契約を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。入札価格内訳書が添付されていない場合も、当該入札書は無効とする。

(5) 総合評価のための書類の提出がない場合（(2)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該業者の入札書は無効とする。

11 開札等

(1) 開札日時及び場所

日時：令和7年6月4日（水）午後2時

場所：徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島市民病院 3階 会議室1

- (2) 開札は競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札場には、競争加入者等及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（2）の立会職員以外の者は入場することができない。
- (4) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (5) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。この場合、代理人が9（3）に該当する代理人以外の者である場合にあっては、委任状を提出しなければならない。
- (6) 競争加入者等は、入札実施者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (7) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- (8) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

1.2 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年6月4日（水）午後2時30分

場所：徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島市民病院 3階 会議室1

- (2) 1.1（1）の開札において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、提出された総合評価のための書類についてのプレゼンテーションを実施する。

1.3 落札者の決定方法

1.4の技術及び総合評価に関する事項の方法による。

1 4 技術及び総合評価に関する事項

(1) 購入件名の仕様

購入件名の仕様は、別冊医療情報システム仕様書（以下、「要求仕様書」という）のとおりとする。

(2) 総合評価に関する事項

ア 評価項目

総合評価一般競争入札において評価項目となる項目は、別冊落札者決定基準に明示された評価項目に基づいて行われる。

イ 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、要求仕様書によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしているものについては基礎点を付与し、満たしていないものについては不合格とする。また、必須とする項目で最低限の要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、評価基準に基づき項目毎に評価する。

ウ 評価方法及び得点配分

得点配分は、別冊落札者決定基準で示された方法によって行われる。

エ 評価値が最も高い者が2者以上ある場合

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。
(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

(3) 総合評価のための書類

ア 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）	1 部
イ 入札機器の技術仕様書	10 部
第3 技術仕様書作成要領に基づき作成すること。	
様式2-2号入札機器等の技術仕様書は、別冊の要求仕様書に示す技術的要件及び落札者決定基準に示す申込に係る性能等を経評価するための項目に応じて数値又は具体的な表現で記載すること。	
ウ 入札機器のカタログ又はメーカーによる仕様証明書	10 部
エ 入札機器の構成図、構成内訳、保守体制を証明する書類	10 部
オ 入札機器の価格表又は定価証明書	1 部
カ 入札機器の設置条件（電力関係、空調関係、その他）	10 部

1 5 評価内容の確保

(1) 落札者が入札書とともに提出した書類及びプレゼンテーションの内容は、要求仕様書等と同様にす

べて納入検査等の対象とする。

- (2) 要求仕様書において履行方法を指定しない部分に関して、病院事業管理者が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。
- (3) 納入検査後、当該物品を使用している期間中に、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (4) 病院事業管理者は、総合評価のための書類に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、情報公開の対象となるため、徳島市情報公開条例に基づき公開することがある。

16 その他

- (1) 入札のとりやめ又は延期
発注者の判断により、入札をとりやめ又は延期することがある。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
免除する。
- (4) 最低制限価格（税抜き）
設定しない。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約の解除
提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (7) 競争加入者に求められる義務
各種様式、総合評価のための書類等の提出書類に関し説明を求められた競争加入者は、これに応じなければならない。
- (8) その他
その他、地方自治法、地方自治法施行令、徳島市契約規則等に従うこと。